

振動規制法の規定に基づく指定地域の規制基準

平成 2 7 年 6 月 1 日

昭島市長 北 川 穰 一

振動規制法(昭和51年法律第64号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準を次のとおり定める。

区域の区分		時間の区分		音量
種別	該当地域			
第 1 種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域(第 2 種区域に該当する区域を除く。)	昼間	午前 8 時から午後 7 時まで	60デシベル
		夜間	午後 7 時から翌日午前 8 時まで	55デシベル
第 2 種区域	法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに	昼間	午前 8 時から午後 8 時まで	65デシベル

	これらに接する地先及び水面	夜間	午後 8 時から翌日午前 8 時まで	60デシベル
学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。				